経営者様・ご担当者様のみなさまへ、人事労務に関する情報をご提供します！

はっとり社会保険労務士事務所

人事労務だより

～今月の特集～

外国人労働者

～外国人労働者に対する「日常的な安全衛生活動」～

※厚生労働省「外国人労働者安全衛生管理の手引き【概要版】（３９～４１ページ）」より

●外国人労働者を交えて行う危険予知訓練（KYT）の留意点

■意義

外国人労働者の安全・衛生に対する意識は、定常の作業の中で養うことは難しいともいわれています。

その観点からいえば、危険要因を探し出し、議論を通じて解決策を明らかにする危険予知訓練（KYT）は、「ルールを理解しているのか、理解していないのか」「理解はしているが、ルールを守っていないのか」などについて確認できる場面ともいえます。その意味から、日本人だけで行う危険予知訓練（KYT）以上に、本音での話し合いが大切です。

また、危険に関する認識について、外国人と日本人とでは異なるとの研究結果も発表されています。それを踏まえれば、危険予知訓練（KYT）は、外国人の危険に関する認識を把握し、正しい安全・衛生に即した作業行動へ導く機会といえるでしょう。

■留意点

①イラスト、写真等のトレーニングシート

説明文について、一般の日本語で記載されている例が多いですが、外国人労働者の日本語読解能力を考慮し、やさしい日本語への書き換えや母国語等の併記にも配慮すべきです。

②通訳者の配置

作業場に常時、通訳者を配置することは難しいことですが、月 １ 回程度実施される危険予知訓練（KYT）においては、通訳者を置くことも正確な理解の促進のうえでは効果が大きいものになるでしょう。

③積極的な議論の定着

造船業の技能実習生を受け入れているある事業場においては、月末に各職場で作業長を中心とする「安全ミーティング」を実施し、他社の災害事例や社内のヒヤリハット事例などを題材に安全のポイントを共有する取組みを行っています。

技能実習生も交え一つの机を囲み、積極的に意見を出し合う場を設定することで安全意識の着実な向上が図られるため、危険予知訓練（KYT）では、このような本音を引き出す取組みが重要とされています。

●外国人労働者のヒヤリハット報告活動

ヒヤリハット活動報告は、職場にある危険を把握するための手法でありますが、外国人労働者にとっては、次のような意味を持っているといわれています。

①職場に潜む危険の認識

日本の作業場の状況について、初めて見聞し、経験する外国人労働者に対し、職場内にどのような危険があるかを、分かりやすく認識させることができます。

②危険感受性の向上

ヒヤリハット報告活動を行う中で、自らの活動に加え、同僚の報告を読んだりする経験を通し、危険感受性を高めることにつながっていきます。

③危険予知訓練（KYT）との連動

日常のヒヤリハット報告活動で蓄積された情報を、危険予知訓練（KYT）に活用することにより、自身が体験したヒヤリハットの持つ意味をさらに深く理解することにつながっていきます。

●外国人労働者とツールボックスミーティング（TBM）

■チームの中に日本人労働者と外国人労働者が混在する場合

作業開始前のツールボックスミーティング（TBM）の実施の際に、「ボード」を使用するケースが多く見られます。

ある作業現場では、「本日の KY 活動〔注：危険予知活動〕表」と上段に記載された、通称「KY ボード」に作業者の名前を記入し、「危険のポイント」欄、「対策のポイント」欄を設けます。全員で作業内容を確認した後、各作業者が自分の作業における危険と対策を記入したうえで発表する、ツールボックスミーティング（TBM）に取り組んでいます。

日本語に慣れない外国人労働者は、当初はローマ字で記入する人も見られますが、多くはひらがなを使用し、漢字で記入する人も出てきます。各自の記入内容に応じて、職長が一言ずつコメントを記入し、KY 活動を通して、日本語能力の向上につながっている事例といえるでしょう。来日してすぐに、この毎日の KY 活動に参加していく中で、早く日本語を習得し、半年くらい経つと日本語での KY 活動への参加も、何ら問題なくなるという例も多く見られます。

■チームの多くのメンバーが外国人労働者である場合

技能実習生を迎え入れる企業では、同一国籍の外国人労働者を多く雇用することとなるケースがあります。このような場合、作業現場でのチームには在日経験の長い外国人労働者と経験の浅い外国人労働者を混在させ、経験の長いメンバーを通訳兼用として使うことが多く認められます。

その際、ツールボックスミーティング（TBM）においても、職長は日本語で進めますが、経験の長いメンバーが双方の通訳者となり、危険のポイント、対策などを確認していきます。外国人労働者にしてみると母国語でのミーティングになるので、意思疎通、理解の深さという面においては有効な方法といえるでしょう。ただ、このような方法では外国人労働者が経験の長いメンバーに頼り、なかなか日本語を覚えてくれないという問題が生じやすく、別途、対策を講じていく必要があります。

●4S（5S）活動と外国人労働者

4S（5S）活動とは、安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上を目指す活動で、整理（Seiri）、整頓（Seiton）、清掃（Seiso）、清潔（Seiketsu）の頭文字を取ったもので、躾（Shitsuke）を加えて 5S とする場合もあります。

この 4S（5S）活動は、日本独自に進化してきたもので、外国人労働者には馴染みがないものです。そのため、その意義をきちんと説明し、理解してもらうことが重要です。特に、一見、自分の業務内容と関係ないように見える側面もありますので、この 4S（5S）も重要な自身の業務であることを理解、納得してもらいましょう。

4S（5S）活動は、職場を単にきれいにするという表面的なことではなく、職場の安全と作業者の健康を守り、生産性を向上させる取組みであって、この好ましい状態を維持することです。

この活動を行うことで次のような効果が期待されます。

①労働災害の予防
労働災害発生の原因の一つ「作業環境」の改善が図られ、労働災害のリスクが低減されます。

②作業環境の効率化
作業場内に不要な物が置かれることがなくなり作業動線の改善が図られます。作業に必要な用具等を探す時間を減らすことにもなり作業時間短縮にもつながります。

③労働環境の向上
労働環境が改善され、労働者の勤労意欲の維持向上になります。

「人事労務だより」　発行：はっとり社会保険労務士事務所
〒635-0015　大和高田市幸町 3-3-211
TEL/ FAX（0745）61-4284　　Email：h-chan@leto.eonet.ne.jp